

## 明治前期長野県における入林鑑札について

山崎久登

はじめに

- 一 入林鑑札出願手続きについて
  - (一) 内務省山林局下での対応
  - (二) 農商務省山林局下での対応
  - 二 鑑札下渡状況の数量的分析
  - (一) 下渡理由について
  - (二) 日数について
  - (三) 入林場所・申請者所属について
- おわりに

はじめに

入林鑑札とは、官林への入林を許可する鑑札のことをいう。本報告は、中部森林管理局所蔵の鑑札関係史料について分析し、長野県における明治前期(同一〇年代)の入林鑑札下渡状況の一端を明らかにするものである。

近代における入林鑑札制度について、最も詳細に記されているのは、北條浩氏の一連の論考である。その成果に依拠して、初めに鑑札制度の概要についてまとめてみよう。

まず、鑑札制度が生まれた背景には、明治政府による国有林野政策の展開がある。それは、明治維新から同一四年(一八八二)頃にかけて、①領主直轄地の官林への編入↓②山林原野官民有区別↓③官民有地境界査定という段階を経て進められた<sup>①</sup>。それによって、近世以来入会だった地域は官林に囲いこまれ、人民が従来のように利用することは禁じられてゆく。そうした中、必然的に盗伐が増加し、その対応策として入林鑑札制度が生まれた。

明治一一年二月、内務省は乙七号達の中で、鑑札を持たない者の入林を堅く禁じている<sup>②</sup>。それを受けて、長野県では、同年三月に官林保護についての布達を行い、官林内立入りの際の鑑札所持および鑑札代納入について定めた<sup>③</sup>。鑑札制度の目的は、「官林」がおよそ人民の権益となら関わらないものであることを意識させることにあつたといわれる<sup>④</sup>。

しかし、一連の論考では、鑑札制度の概要について検討が試みられてい

るが、一部の地域のみを対象としたものとどまっている。また、出張所以下の下部組織の動向や、実際の鑑札出願状況などへの分析は行われていない。そこで、本報告では、そうした鑑札制度のより実態面を明らかにすることを目的とした。

また、こうした鑑札史料の分析は、当該期における山林入会状況を明らかにすることにもなると思われる。つまり、近世以来慣行として行われて来た入会利用状況が、鑑札という網の目をかぶせることによって、初めて数量的なものまで明らかになってくるのである。

具体的には、まず第一節で、鑑札出願から下渡にいたる手続きについて分析する。つぎに第二節において明治一〜一二年における鑑札出願状況について数量的に分析したい。

### 一 入林鑑札出願手続きについて

鑑札下渡に関わる権限は、内務省山林局下の各出張所が有していた。そして、手続きにあたっては、本省への伺いも必要とされなかつたとされる<sup>(5)</sup>。ここでは、出張所以下の下部組織の対応、また明治一四年の農商務省設置後の展開も見ながら、出願手続きの実態を明らかにしてゆこう。

#### (一) 内務省山林局下での対応

史料は、「明治十三年 入林鑑札下渡書式并監守人宿処戸長役場設立箇所取調帳」<sup>(6)</sup>を使用する。この史料は、明治一三年の鑑札下渡にあたって取り交わされた様々な文書の雛形や、鑑札受取にあたって作成された証印簿、

それから入林鑑札出納一覧表などが収められている。かなり虫損が著しく、一部判読不能な部分もある。

まず初めに、村の戸長より飯田出張所に宛てて、下渡願が作成された。

この雛形は虫食いが特に酷いためにここに掲載できないが、ここでは①当該官林の位置する場所、②鑑札を受ける理由、③免許を受けた日時と返却期限の三点が明記されている。

飯田出張所では、これを受けて通達を各所へ送付した。まず第一は各小林区の取締員へあてたものである。当時、山林の取締りにあつては、この小林区に重点が置かれていた。<sup>(8)</sup>飯田出張所では諏訪小区・上伊那小区・下伊那小区の三区があり、各区に取締員が配置されていた。この取締員に対して、①官林位置、②伐木種別、③鑑札願受人氏名、④期限などが報告されている。<sup>(9)</sup>

また、このような通達は各官林の監守人に対しても出された。

〔史料一〕

鑑札何号

入林鑑札下渡報告書

鑑札番号 下渡月日 期限 事故 入林ヶ所 本籍 姓名

(中略)

前書之通下渡候条取締方法進可致者也

内務省山林局飯田出張所

何林部何等監守人何ノ誰殿

こうした手続きを経てから、戸長と本人に対して次のように鑑札が下渡された。ほぼ同文であるが、〔史料二〕は本人へ出されたものの雛形である。

〔史料一〕

鑑札何号

何郡何村

何ノ誰

外何名

何郡何村字何官林内何木伐採ノ為入林鑑札第何百何号ヨリ第何百何号  
マテ合何枚下渡候也

但該鑑札記載期限経過ノ上ハ速ニ返納可致事

年 月

内務省山林局飯田出張所

この後、鑑札下渡に対して、受領証を求めている。また期限が来ると、出張所より、戸長に対して返納を求める達が送られている。

(二) 農商務省山林局下での対応

さて、明治一四年四月、農商務省が設置され、旧来の内務省山林局はここに引き継がれていった。また出張所についても、同一二年以降新設・統合が行われ、農商務省設置後は、同一四年九月山林局木曾山林事務所が県下の官林を管轄することとなった。<sup>(11)</sup>その後、こうした鑑札下渡手続きはどのようになっていたのであろうか。

ここでは、「明治十七年 諏訪郡入林鑑札下渡願書」<sup>(12)</sup>を使用する。この史料には、諏訪郡だけでなく、上伊那郡・下伊那郡などの村々の入林鑑札下渡に関わる、願書・報告書・受取証等が収められている。

実際の手続きの様子を、明治一七年九月一六日に提出された鑑札願を例に見てゆこう。

明治前期長野県における入林鑑札について

〔史料二〕

入林鑑札御下附願

諏訪郡湖東村三百五十番地

藤森源四郎

五十二年四ヶ月

(外二名略)

私共義諏訪郡北山村地先渋湯焚湯営業仕居候処、今般豊平村地先字  
神田御官林内川端之倒木御払下ケ願仕御採用相成候ニ付、右三名之者  
へ入林御鑑札御下附被成下度、来ル十月十五日ヨリ十一月十三日迄三  
十日間奉願上候、以上

明治十七年九月十八日

右願人

藤森源四郎

(外二名略)

農商務省木曾山林事務所

飯田派出所御中

諏訪郡豊平村戸長

平山伊之助

〔史料三〕は、北山村で渋湯焚湯を営む藤森源四郎らが、倒木払下のために入林鑑札下渡を願い出たものである。差出しには倒木のあった現場である、豊平村戸長の名も記されている。

史料中にある、「倒木御払下ケ願」については、九月一日時点ですでに藤森源四郎より直接木曾山林事務所に提出済となっており、木代上納金も納入されている。その後、末端機関である派出所へ本人より鑑札願と、損木引渡願が出されたのである。

飯田派出所では、九月二七日に担当監守に対し、損木引渡の取計方を行うように通達している。そして、まず監守立会いの下に、一〇月三日、現

木引渡が行われた。

これを受けて、監守より次のような上申書が出されている。

〔史料四〕

今回藤森源四郎外式名江御札下ケ相成候ニ付テハ、入林鑑札御下附願  
上度候趣申出候間、何卒至急御下附相成候様願上候也

明治十七年十月四日

官林監守小山市五郎印

農商務省木曾山林事務所

飯田派出所御中

以上のような段階を踏んで、実際に鑑札の下渡が行われたのは一〇月一日になってからである。

〔史料五〕

其邨藤森源四郎ナル者ヨリ豊平邨神田木場官林損木払受ニ付テハ、右  
伐出入林鑑札下渡方出頭ニ付、則鑑札三枚本日郵税先払ヲ以テ及送附  
之条、到着次第本人へ下附、直々領収証可差回、此段及通達候也

十七年十月十一日

飯田派出所

湖東邨戸長役場中

ここでは、鑑札の下渡が、出願者本籍村の戸長に対して行われていることが確認される。その一方で派出所は、担当監守に対しても同日付で下渡の事実を伝達している。藤森源四郎外三名はこれを受けて、一〇月一七日付で「入林御鑑札領収証」を飯田派出所へ提出した。なお、この領収証には、湖東村戸長両角浅右衛門の上申書に添えられて、回送されている。

そして、倒木払下が済んだ後、鑑札は翌一一月四日に返納証をつけて、

飯田派出所へ戻されている。

この他、下草苧取や蠟石採取という事例も見られるが、概ね上記損木受

取りの時と同じ手順を踏んでいる。つまり、①木曾山林事務所へ願人より直接産物下渡願を提出、②許可を得て上納金納入、③事務所より派出所へ鑑札下渡の通達、④願人より鑑札下渡願を派出所へ提出、⑤派出所より監守へ連絡、⑥派出所より戸長を通して鑑札下渡、⑦作業終了後に戸長を通して鑑札を派出所へ返納、という手続きとなる。

なお、入林鑑札が出されるのは、産物入手の時だけとは限らない。

〔史料六〕

入林鑑札下附願

信濃国諏訪郡豊平村字唐沢官林

反別拾式歩之内

一反別三反歩

此拝借料 一ヶ年金式円四拾式錢四厘

右者渋湯営業ノ為メ拝借出願仕候処、御許可相成候、就テハ本年十二月十日ヨリ来ル廿一年十二月廿五日限日数千四百八十日間入林鑑札式枚牛山幸次郎小平甚蔵へ御下附被成下度、此段奉願候也、

諏訪郡豊平村新田百六拾三番地

拝借人

牛山幸次郎

諏訪郡豊平村戸長

牛山伊之助

農商務省木曾山林事務所

飯田派出所御中

〔史料六〕では、官林内で渋湯が湧き出した箇所を拝借し、営業を行うために鑑札下渡を願い出たものである。このような場合も、産物下渡の時

と同じ手続が取られている。まず、土地拝借と拝借料納付を木曾山林事務所へ行った後、この下渡願を派出所へ提出している。

## 二 鑑札下渡状況の数量的分析

次に、鑑札の下渡状況について、数量的分析を行いたい。

史料は、「自明治十一年十月至十二年十二月 入林鑑札下渡明細表」<sup>(13)</sup>を取り上げる。これは内務省山林局飯田出張所によって作成された。内容は、当該年次に下げ渡された鑑札の情報を記録したものである。なお、記録事項は①鑑札番号、②下渡月日、③鑑札料、④期限、⑤事故(下渡理由)、⑥入林場所、⑦申請者本籍(所属村)、⑧申請者姓名の八項目。一番号一名ずつ記されている。

明治十一年一〇月から翌一二年一〇月まで一年間に発行された鑑札は一八九四枚に及ぶ。表1と2は、それぞれ明治十一年・一二年に分けて、その出願状況をまとめたものである。

申請は、個人単位で行われ、鑑札は一人一枚ずつ下げ渡された。だが、表作成にあたっては、下渡日・入林場所・下渡理由・日数・申請者所属が重なるものを、申請者所属(村)ごとにまとめて一件としてある。

日数は、鑑札の有効期限の日数を指す。また入林場所には、山林の位置する村名が記されている。実際は字名まで表記されているのだが、それは省略した。官林の等級については、それがあつたものはすべて記した。申請者所属は、出願人の本籍がある村名である。

なお、史料には鑑札料についての記載もあるが、すべて二銭であるため、表1・2には記入しなかった。この額については、北條氏の研究<sup>(14)</sup>に詳しい

表1 明治11年鑑札下渡状況

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
10月21日	泰阜村		松茸採取	16	泰阜村	3
10月19日	飯島村		松茸採取	23	飯島村	3
10月29日	東伊那村		松茸採取	12	東伊那村	13
10月30日	長谷村		下草茹取	16	長谷村	6
11月15日	川岸村		柴草茹取	5年	川岸村	229
11月28日	長谷村		損木伐採	13	長谷村	2
11月28日	長谷村		損木伐採	10	長谷村	2
11月30日	赤穂村		損木取片付	20	飯島村	5
12月2日	西春近村		下草茹取	5年	西春近村	4
12月3日	上飯田村		立竹伐採	8	飯田町	5
12月3日	上飯田村		立竹伐採	8	上飯田村	1
12月3日	上飯田村		立竹伐採	17	飯田町	7
12月5日	長谷村	一等	損木伐採	172	長谷村	12
12月7日	赤穂村	一等	落葉掻取	23	赤穂村	17
12月10日	虫損不明	一等	落葉掻取	19	飯島村	5
12月12日	飯島村	一等	落葉掻取	19	飯島村	3
12月16日	上飯田村	三等	立竹伐採	8	上飯田村	4
12月16日	東高遠町	一等	下草落葉採取	5年	美篤村	13
12月17日	東高遠町	二等	下草落葉採取	5年	東高遠町	1

表2 明治12年鑑札下渡状況②

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
3月31日	中沢村		損木伐採	8	中沢村	2
3月31日	中沢村		損木伐採	15	中沢村	6
3月31日	中沢村		損木伐採	10	中沢村	1
3月31日	中沢村		損木伐採	13	中沢村	1
4月2日	富縣村		損木伐採	15	富縣村	8
4月18日	上諏訪村		立木伐採	70	上諏訪村	69
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	上諏訪村	37
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	宮川村	1
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	下諏訪村	8
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	真影村	1
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	駒ヶ根村	3
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	新開村	2
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	日吉村	2
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	勢川村	1
4月19日	上諏訪村		立木伐採	70	四賀村	2
4月23日	市田村		薪炭木伐採	9	市田村	6
4月28日	美篤村		損木伐採	5	美篤村	3
4月28日	西箕輪村		損木伐採	8	西箕輪村	2
5月1日	朝日村		損木伐採	10	朝日村	2
5月1日	朝日村		損木伐採	5	朝日村	1
5月20日	金沢村		下草苧取	60	金沢村	276
5月7日	北山村		立木伐採	100	湖東村	2
5月7日	北山村		立木伐採	100	米沢村	2
5月7日	北山村		立木伐採	100	原村	2
5月12日	飯島村		下草苧取	100	飯島村	6
5月28日	宮田村		下草苧取	112	宮田村	2
5月13日	東伊那村		下草苧取	183	東春近村	15
5月28日	宮田村		下草苧取	107	宮田村	113
5月28日	宮田村		下草苧取	107	東春近村	5
5月17日	北山村		薪炭用木伐採	100	湖東村	6
5月17日	北山村		薪炭用木伐採	100	米沢村	5
5月17日	北山村		薪炭用木伐採	100	原村	7
5月19日	境村		落葉草採取	223	境村	9
5月22日	東伊那村		下草苧取	93	富縣村	2
5月24日	東高遠町		下草・落	158	東高遠町	26
5月27日	平野村		損木伐採	2	平野村	3
5月27日	中沢村		下草苧取	30	中沢村	8
6月25日	下諏訪村		匏朶伐採	15	下諏訪村	10
6月25日	下諏訪村		匏朶伐採	15	長地村	4
6月25日	川岸村		藤蔓伐採	1	川岸村	33
7月1日	西高遠町		下草苧取	70	西高遠町	1
7月1日	西高遠町		下草苧取	70	美篤村	19

表1 明治11年鑑札下渡状況(続)

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
12月18日	東伊那村	二等	落葉掻取	36	東伊那村	6
12月18日	喬木村		損木伐採	8	喬木村	3
12月18日	神稲村		損木伐採	30	神稲村	5
12月18日	稲尾村他*		立竹伐採	25	喬木村	6
12月18日	久堅村		損木伐採	20	久堅村	2
12月18日	久堅村		損木伐採	9	久堅村	1
12月19日	富草村	三等	立竹伐採	4	富草村	1
12月19日	三綱村		損木伐採	5	三綱村	1
12月20日	信夫村		損木伐採	6	信夫村	2
12月20日	信夫村		損木伐採	5	信夫村	2
12月28日	松尾村		立竹伐採	2	飯田町	3
12月28日	松尾村		立竹伐採	2	上飯田村	2
12月28日	東春近村	一等	下草苜取	5年	東春近村	5
12月28日	東春近村		落葉掻取	2	東春近村	1

\*「自明治十一年十月至十二年十二月 入林鑑札下渡明細表」より作成。

\*「稲尾村他」は、稲尾村・信夫村・久堅村の3か村。

表2 明治12年鑑札下渡状況①

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
1月6日	喬木村		損木伐採	10	喬木村	4
1月9日	市田村		損木伐採	10	市田村	1
1月10日	飯島村		立竹伐採	6	飯島村	4
1月14日	伊那村		損木伐採	10	伊那村	1
1月14日	西箕輪村		損木伐採	25	西箕輪村	7
1月14日	片桐村		損木伐採	6	片桐村	2
1月24日	赤穂村		損木伐採	10	赤穂村	2
1月27日	美篤村		立竹伐採	2	美篤村	1
1月27日	美篤村		立竹伐採	2	沢岡村	1
1月31日	虫損不明		損木伐採	15	長谷村	2
2月10日	虫損不明	三等	立竹伐採	5	喬木村	1
2月10日	喬木村		損木伐採落枝	4	喬木村	1
2月10日	久堅村		損木伐採	5	久堅村	1
2月12日	伊賀良村		立竹伐採	4	喬木村	4
2月17日	喬木村		損木伐採	5	喬木村	3
2月6日	富縣村		損木伐採	25	東春近村	2
3月10日	東伊那村		損木伐採	12	東伊那村	1
3月26日	上飯田村		薪炭木伐採	35	上飯田村	8
3月28日	上飯田村		薪炭木伐採	34	上飯田村	4
3月27日	市田村		薪炭木伐採	20	市田村	10
3月31日	中沢村		損木伐採	24	中沢村	8
3月31日	中沢村		損木伐採	7	中沢村	5
3月31日	東伊那村		損木伐採	8	中沢村	1

表2 明治12年鑑札下渡状況④

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
10月3日	下諏訪村	二等・三等	栗実採取	55	長地村	4
10月3日	下諏訪村	二等・三等	栗実採取	55	下諏訪村	35
10月3日	下諏訪村	一等・二等・三等	雑菌採取	55	下諏訪村	12
10月3日	下諏訪村	二等・三等	雑菌採取	55	長地村	1
10月4日	阿知村	二等	松茸採取	48	阿知村	6
10月4日	阿知村	二等	栗実採取	28	阿知村	1
10月6日	中沢村	二等	松茸採取	25	中沢村	3
10月6日	中沢村		栗実採取	25	中沢村	2
10月6日	赤穂村		松茸採取	27	赤穂村	1
10月7日	富縣村	一等・二等	雑菌採取	30	富縣村	7
10月7日	富縣村	二等	栗実採取	30	富縣村	4
10月7日	北山村	二等	薪炭木伐採	50	湖東村	13
10月7日	北山村	二等	薪炭木伐採	50	原村	9
10月7日	北山村	二等	薪炭木伐採	50	米沢村	8
10月9日	金沢村	二等	栗実雑菌	30	金沢村	17
10月10日	下諏訪村		立木伐採	10	上諏訪村	5
10月13日	東春近村	一等	雑茸採取	42	東春近村	1
10月13日	朝日村	一等	雑菌採取	23	朝日村	3
10月13日	飯島村	一等	栗実雑菌	30	飯島村	1
10月13日	伊那富村		松茸	23	伊那富村	1
10月15日	永明村	二等	雑菌採取	15	永明村	4
10月15日	長藤村	一等	松茸採取	25	長藤村	5
10月15日	長藤村	一等	栗実採取	25	長藤村	1
10月16日	三里村	二等	栗実採取	16	三里村	3
10月16日	川岸村	一等	雑菌採取	33	川岸村	2
10月20日	中洲村		雑菌採取	37	中洲村	1

\* 「自明治十一年十月至十二年十二月 入林鑑札下渡明細表」より作成。

のでここでは略す。  
以下、ここから分かるところを明らかにしてゆきたい。

(一) 下渡理由について

表3は、表1と2の内から、下渡理由ごとの枚数合計と平均日数をまとめたものである。また図は、下渡理由をさらに分類し、その枚数の割合を示したものである。

これを見ると、下草苧取が最も発行枚数が多く、全体の三割を占めていることが分かる。また下草と柴草苧取とを合計すると全体の半数近くに達している。一方、立木や損木・末木など木の伐採を理由とするものの合計は二八パーセントとなっている。さらに、栗実・菌類採取や、燃料用の鹿朶・薪炭木の伐採なども、おのおの全体の約一割を占めていることがわかる。

このように、官林への入林は、肥料などに用いる下草や、鹿朶・薪炭木といった燃料用材の確保というような、山村生活に不可欠な物資調達を目的とするものを中心であった。また、損木・末木の伐採など、山の維持・管理に必要な作業のために入林する場合も三割近くを占めていた。長野県



表2 明治12年鑑札下渡状況③

下渡月日	入林場所	官林の等級	下渡理由	日数	申請者所属	札数
7月1日	下諏訪村		藤蔓伐採	17	平野村	17
7月7日	長谷村		下草苧取	6	長谷村	6
7月7日	西箕輪村		損木伐採	2	西箕輪村	1
7月21日	下諏訪村		損木伐採	2	上諏訪村	7
7月22日	赤穂村		笹苧取	22	赤穂村	16
7月29日	上諏訪村		立木伐採	20	上諏訪村	5
8月2日	金沢村		末木伐採	30	金沢村	94
8月4日	下諏訪村		鹿刈伐採	15	下諏訪村	1
8月4日	下諏訪村		鹿刈伐採	15	長地村	4
8月7日	三里村		下草苧取	30	三里村	145
8月6日	下諏訪村		鹿刈取片付	20	下諏訪村	45
8月6日	下諏訪村		鹿刈取片付	20	長地村	1
8月6日	下諏訪村		鹿刈取片付	20	上諏訪村	11
8月	豊平村		立木伐採	28	湖東村	4
8月12日	西箕輪村		下草苧取	25	西箕輪村	4
8月21日	長谷村		下草苧取	27	河合村	12
8月21日	長谷村		下草苧取	27	長谷村	1
8月21日	長谷村		下草苧取	27	富士見	2
8月21日	原村		下草苧取	116	原村	1
8月21日	原村		落葉掻取	116	原村	2
8月28日	長谷村		損木伐採	52	長谷村	14
8月30日	金沢村		立木伐採	30	金沢村	45
9月8日	宮田村	二等	立木伐採	26	宮田村	3
9月7日	松尾村		立木伐採	5	松尾村	2
9月25日	川岸村	二等	立木伐採	61	川岸村	60
9月24日	米川村		立木伐採	91	米川村	10
9月24日	河合村		栗実採収	35	河合村	5
9月25日	長谷村		栗実採収	20	河合村	10
9月25日	長谷村	二等	雑茸採収	20	長谷村	2
9月25日	長谷村		栗実採収	20	長谷村	2
9月25日	長谷村		松茸雑茸採収	20	長谷村	2
9月27日	河合村	一等・二等	栗実採収	35	河合村	6
9月27日	河合村		雑菌	35	河合村	1
9月27日	泰阜村	二等	松茸	47	泰阜村	3
9月29日	東高遠町	一等	栗実	40	東高遠町	4
9月29日	東高遠町	一等	栗実雑菌	40	東高遠町	2
9月29日	西高遠町	二等	松茸	60	西高遠町	2
9月29日	市田村	二等	松茸	31	市田村	2
9月30日	東伊那	二等	松茸採収	43	東伊那村	4
10月2日	松尾村	二等	雑菌採収	61	松尾村	20
10月2日	上飯田村	二等	雑菌採収	51	飯田町	2
10月2日	上飯田村	二等	雑菌採収	51	上飯田村	1

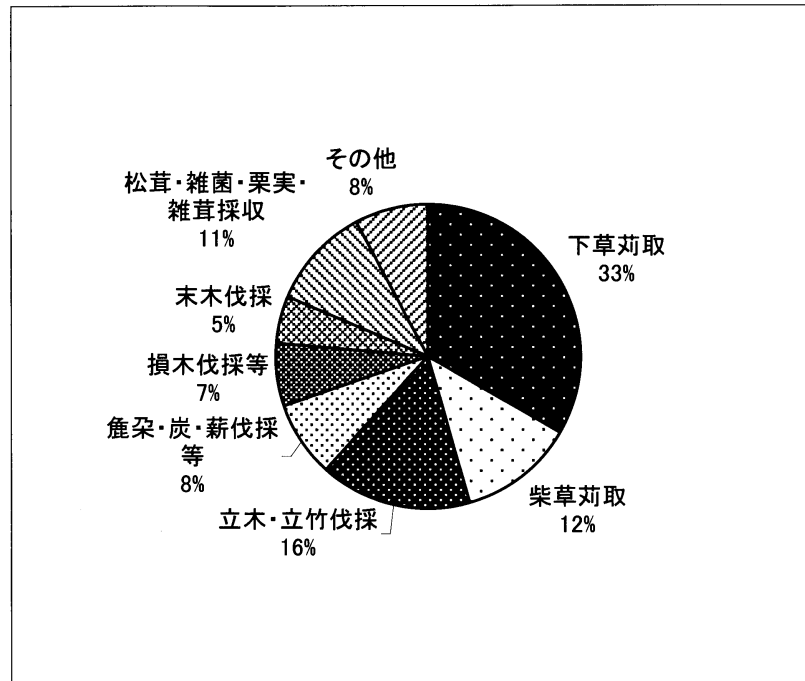
表3 下渡理由一覧

下渡理由	枚数	平均日数	備考
下草苧取	633	63.6	平均期間は、5年(9枚)を除いて計算。
柴草苧取	229	5年	明治11年11月15日下渡の1件のみ。
立木伐採	266	59.0	
立竹伐採	40	10.3	
鹿朶伐採・取片付	76	18.8	
薪炭木伐採	76	52.2	
損木伐採・取片付	129	30.9	
末木伐採	94	30.0	明治12年8月2日下渡の1件のみ。
栗実採収	77	41.6	
松茸採収	46	28.4	
雑菌採収	57	46.4	
栗実・雑菌採収	20	31.0	
松茸・雑茸採収	2	20.0	明治12年9月25日下渡の1件のみ。
落葉・下草採収	49	174.7	平均期間は、5年(14枚)を除いて計算。
落葉掻取	34	29.2	
藤蔓伐採	50	6.4	
笹苧取	16	22.0	明治12年7月22日下渡の1件のみ。
合計	1894		

\*表1, 2より作成。  
\*小数点は第二位を四捨五入した。

下の官林は、明治一一年七月に従来の県による管理から内務省の直轄へと移行したが、実際の入林のあり方は、鑑札下渡という規制の中にあっても、近世以来の地域住民の手による山林利用の形態をほぼ踏襲したものであったといえるだろう。

図 下渡理由とその割合



\*表1, 2より作成。

(二) 日数について

次に、鑑札の有効期限について見てみたい。特に長いものは五年間というものが五件(二五二枚)見られた。理由は、下草苧取と下草落葉採取が二件ずつと柴草苧取である。東春近村内官林での下草苧取に至っては、免許年

表4 入林出入状況

郡名	村名	入林場所	申請者所属	出入
伊那	三里村	148	148	
	伊那富村	1	1	
	朝日村	6	6	
	西箕輪村	14	14	
	東高遠町	46	33	○
	西高遠町	22	3	○
	長藤村	6	6	
	河合村	12	34	●
	長谷村	73	51	○
	宮田村	123	118	○
	飯島村	17	27	●
	片桐村	2	2	
	西春近村	4	4	
	東春近村	7	29	●
	美篤村	5	36	○●
	伊那村	1	1	
	沢岡村		1	●
	富縣村	21	21	○●
	赤穂村	41	36	○
	中沢村	36	37	●
	東伊那村	42	24	○
	市田村	19	19	
	阿知村	7	7	
	富草村	1	1	
	泰阜村	6	6	
	喬木村	11	22	●
	神稲村	5	5	
	飯田町		17	●
	上飯田村	32	20	○
	松尾村	27	22	○
三綱村	1	1		
伊賀良村	4		○	
信夫村	4	4		
米川村	10	10		
久堅村	4	4		

郡名	村名	入林場所	申請者所属	出入	
諏訪	長地村		14	●	
	下諏訪村	157	111	○●	
	原村	3	21	●	
	富士見		2	●	
	境村	9	9		
	平野村	3	20	●	
	川岸村	324	324		
	四賀村		2	●	
	上諏訪村	131	134	○●	
	中洲村	1	1		
	永明村	4	4		
	米沢村		15	●	
	北山村	54		○	
	湖東村		25	●	
	豊平村	4		○	
	金沢村	432	432		
	宮川村		1	●	
	筑摩	贄川村		1	●
		日吉村		2	●
		新開村		2	●
駒ヶ根村			3	●	
真影村			1	●	
その他	14				

表1、2より作成。

●：他村官林に入林している村。

○：自村官林へ他村からの入林を受けている村。

\*郡名は、明治11年時のもの。

\*その他は、虫食い不明(8枚)および、  
稲尾村他2村(6枚)で配分不明なもの。

は明治一〇年とあり、既に作業へ入っているものを後追いで下げ渡ししていることが分かる。

各下渡理由ごとの平均日数については、表3を参照していただきたい。

柴草苧取のように、明治一一年一月一日(入林場所・申請者所属とも川岸村)に下げ渡された二件のみのものもあるが、全体として各下渡理由ごとの傾向は見いだせるであろう。下草苧取や立木伐採で二ヶ月前後、損木伐採や末木伐採で一ヶ月程度を目安として出願・許可されていることが知られる。

(三) 入林場所・申請者所属について

最後に、官林所在村と、鑑札申請者の所属村について見てみたい。

表4は、入林場所・申請者所属とも村ごとの鑑札枚数合計をまとめたものである。出入欄は、他村からの入林を受けている村か、他村への入林を行っている村かを示している。

入林場所・申請者所属ともにも最も多い村は、諏訪郡

金沢村の四三二枚である。

以下、同川岸村三二四枚、

伊那郡三里村一四八枚と続く。この三か村とも、自村内官林への入林である。

出入の部分についても、いくつかの傾向を見いだせる。

まず諏訪郡では、下諏訪・北山を中心として、郡内村々の入林を受けていたことが知られる。表5は、諏訪郡北山村の入林状況を示したものである。北山村による自村への入林は無い。一方で立木伐採と炭薪木伐採のために一年の内三度、同郡の湖東村・原村・米沢村三か村の入林を受けていた。このように諏訪郡では一部の村が拠点として入林を受けていたのである。

次に他二郡について。伊那郡では、他村入林の村が一、被入林村が九となっており、複雑に入り組んだ状況となっていることが指摘できよう。

また筑摩郡ではすべての村が他村への入林を行っているが、これは諏訪郡上諏訪村に対するものである。

おわりに

以上、鑑札下渡時の手続き状況、および鑑札枚数を通して分かる飯田出張所管内の利用状況について分析を試みた。

鑑札制度自体は以後も継続していくものであるが、鑑札を表題名に加えた史料は、以後の年代では中部森林管理局所蔵文書中には見られなくなる。こうした事実は、鑑札を扱う部署の変化などが考えるが、詳細は後日の検討を期したい。

いずれにせよ、明治一〇年代の鑑札関係史料は、この時期の山林入会利用状況を如実に示す史料であり、こうした見地からさらに積極的に検討が

表5 諏訪郡北山村入林状況(明治12年)

下渡月日	申請者所属	等級	下渡理由	日数	札数
5月7日	湖東村		立木伐採	100	2
5月7日	米沢村		立木伐採	100	2
5月7日	原村		立木伐採	100	2
5月17日	湖東村		薪炭用木伐採	100	6
5月17日	米沢村		薪炭用木伐採	100	5
5月17日	原村		薪炭用木伐採	100	7
10月7日	湖東村	二等	薪炭木伐採	50	13
10月7日	原村	二等	薪炭木伐採	50	9
10月7日	米沢村	二等	薪炭木伐採	50	8

\*表2より作成。

加えられることが望まれる。

註

- (1) 北條浩『明治国家の林野所有と村落構造』(御茶の水書房、一九八三年)、二九一頁。
- (2) 北條浩『日本近代林政史の研究』(御茶の水書房、一九九四年)、二七八～二七九頁。
- (3) 長野県編集・発行『長野県史』(通史編第七卷近代一、一九八八年)、六二二頁。
- (4) 前掲、北條浩『明治国家の林野所有と村落構造』、三八三頁。
- (5) 前掲、北條浩『明治国家の林野所有と村落構造』、三〇九～三一一、三八一

～三八九頁。

- (6) 「中部森林管理局所蔵史料」整二〇一。
- (7) この免許自体を受ける手続きについては、史料が無く、判然としない。
- (8) 前掲、北條浩『明治国家の林野所有と村落構造』、三二一頁。
- (9) なお、この内、諏訪小区については、明治一三年の「入林鑑札授与報告書綴込」(中部森林管理局所蔵史料)整一九二があり、飯田出張所から諏訪小区取締柳原鼎に宛てられた報告書のデータが残されている。
- (10) 監守人については、坂本達彦報告を参照のこと。
- (11) 註(2)に同じ。
- (12) 「中部森林管理局所蔵史料」新五三。
- (13) 「中部森林管理局所蔵史料」整三〇。
- (14) 前掲、北條浩『日本近代林政史の研究』、二七九～二八二頁など。